

第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童手当	児童税額控除
根拠法令	児童手当法	所得税法, 地方税法	1975年児童手当法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	公費(子が3歳未満の受給者が厚生年金に加入している場合は, 一部事業主拠出金)		一般財源	
受給(適用)要件	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者(所得制限あり)	当該年における子の所得が38万円以下であること	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。	収入が年間で16,040ポンドを超える場合等, 減額措置あり。(2009年)
給付(控除)内容	3歳未満一律1.0万円, 3歳以上第1子, 第2子0.5万円, 第3子から1.0万円	所得控除額: 子1人につき38万円(子が16~23歳未満の場合は63万円) 住民税控除額: 子1人につき33万円(子が16~23歳未満の場合45万円)	第1子は20ポンド/週, 第2子以降は一人当たり13.20ポンド/週(2009年)	家族控除 545ポンド/年, 1歳未満加算 545ポンド/年, 児童加算 2235ポンド/人・年(2009年)
備考	このほか, 母子家庭に対する児童扶養手当, 奨学金制度等がある。			

## 第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等)(続き)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	子ども手当	子ども追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎手当
根拠法令	1996年租税法 62条及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省にある。		税務署	家族給付全国金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源			主に企業の拠出金(他には、国庫負担や一般福祉税)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満、学生は25歳未満、障害者は無制限、ただし子ども本人の年収が7,680ユーロを超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を 2人以上扶養し ている者	2004年1月1日 以降に生まれた 3歳未満の子が いる親(所得や 子の数に応じて 制限がある)
給付(控除)内容	第1子・第2子は 月164ユーロ、第 3子は月170ユー ロ、第4子以降は 1人につき196 ユーロ(2009年)	児童手当を受給して いること。最低所得 (両親900/片親600 ユーロ)を超えており、 家族の生計費等から 個別に算出される所 得上限を超えていな いこと。	子1人につき年 間6,024ユーロ (基本額3,864 ユーロ、教育費 用相当額2,160 ユーロ)が所得 から控除される。 (2009年)	子の年齢や数に 応じて決まる。11 歳未満の子2人 の場合、 月額123.92ユー ロ(2010年12月 31日まで)	月額177.95ユー ロ(2010年12月 31日まで)
	10学年修了までの要支援学童に対し、学用品に対する100ユーロの追加検討。				
備考	児童手当か児童扶養控除を選択できるほか、社会保障上の優遇措置がある。また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月)、厚生労働省、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、及びフランス:家族手当金庫(CAF)各ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成